

「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）の概要

1 改正の背景

国税庁においては、消費税法に関する法令の解釈を「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）（以下「消費税法基本通達」といいます。）においてお示ししているところ、軽減税率制度及び適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）については、それぞれ制度開始前から個別通達を制定し、これらに関する法令の解釈をお示ししてきました。

今般、令和5年10月1日からインボイス制度が開始されることを踏まえ、消費税法基本通達で示している事項について、軽減税率制度及びインボイス制度を踏まえたものとするため、上記の個別通達を消費税法基本通達に統合等することによる改正を行うこととしました。

なお、消費税の課税事業者に義務付けられている「総額表示」に関しても個別通達において法令の解釈をお示ししてきたところ、同通達で解釈を示していた税額計算の方法がインボイス制度においては一般化されるため、上記の個別通達の統合にあわせ「総額表示」に関する個別通達も消費税法基本通達に統合することとしました。

2 改正案の概要

(1) 統合する個別通達

上記のとおり、以下の個別通達を消費税法基本通達に統合します。具体的には、各個別通達をそれぞれ別紙1のとおり、消費税法基本通達の該当する箇所に挿入するとともに、一部表現の適正化等を行っています。

イ 平成28年4月12日付課軽2－1ほか5課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）

ロ 平成30年6月6日付課軽2－8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）

ハ 平成16年2月19日付課消1－8ほか5課共同「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）

(2) 既存の取扱いに係る整備

これまで国税庁においては、事業者の皆様がインボイス制度への対応をご検討いただけるよう、インボイス制度をわかりやすく解説したものとして「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（以下「インボイスQ&A」といいます。）を国税庁ホームページに掲載し、随時、事例の追加・掲載内容の改訂をしております。

今般、個別通達を消費税法基本通達に統合することにあわせ、これまでインボイスQ&Aにおいてお示ししていた内容を踏まえて、別紙1のとおり、消費税法基本通達を一部改正しました。改正内容は、これまでインボイスQ&Aにおいてお示してきた内容と異なるものではありません。

なお、主な改正内容は以下のとおりです。

イ 外貨建取引における適格請求書に記載すべき消費税額等〔1－8－16〕

ロ 物品切手の評価〔10－1－9〕

ハ 郵便切手類又は物品切手等の引換給付に係る課税仕入れの時期〔11－3－7〕

ニ 元請業者が作成する出来高検収書の取扱い〔11－6－7〕

ホ 課税仕入れに係る支払対価の額が確定していない場合の適格請求書の保存〔11－6－8〕

(3) その他消費税法基本通達の整備

上記(1)及び(2)のほか、別紙1のとおり、インボイス制度を踏まえて一部の通達を改正したほか、令和5年度税制改正に伴う所要の改正をしました。

3 適用時期

改正後の消費税法基本通達の取扱いは、令和5年10月1日から適用します。

なお、同日前においては、引き続き、改正前の消費税法基本通達及び同日をもって廃止する各個別通達の取扱いを適用します。

4 新旧対照表

消費税法基本通達新旧対照表は、別紙2のとおりです。